

平成31年3月

事業者 各位

株式会社 水原自動車学校

### 運行管理者等指導講習のご案内

運行管理者等指導講習（基礎講習）の受講をご希望の方は、下記の点についてもご確認ください。何かご不明な点がございましたら、お問合せをよろしくお願いいたします。

#### 1. 対象者

- (1) 運行管理者試験の受験資格を取得する者
- (2) 運行管理者の補助者になる者
- (3) その他の者

#### 2. 注意事項

平成27年1月1日より、修了証書、運行管理者等指導講習手帳に講習を修了した旨を証明する際、旅客と貨物を区分することになっているため、下記のとおりお願いいたします。

- (1) 受験しようとする種類に応じた講習を受講してください

旅客の運行管理者試験を受験する方は旅客の基礎講習、貨物の運行管理者試験を受験する方は貨物の基礎講習を受講してください。

- (2) 現に携わっている運行管理業務に応じた講習を受講してください

旅客業務の方は旅客の基礎講習、貨物業務の方は貨物の基礎講習を受講してください。また、5年間以上の実務経験により運行管理者資格を得ようとする場合も同様です。なお、平成28年の国土交通省令改正により、一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行管理者の資格要件が、試験合格者のみに限定されました。

#### 3. 修了証書等の交付

3日間のすべての講習を受講して、試問の結果が所定の基準に達した方には、修了証書を交付するとともに、運行管理者等指導講習手帳に講習を修了した旨の証明をいたします。

#### 4. その他

運行管理者試験を受験する場合は、別途受験申込が必要です。

詳細は、(公財) 運行管理者試験センターのホームページをご覧ください。